

設計業務等標準積算基準書の運用について

平成30年 9月 3日事務連絡

用地企画課長から各用地担当課長あて

標記について、別紙のとおり用地測量業務における対象面積等を定めたので、通知する。

なお、平成30年10月1日以降に公示する業務から適用するものとし「用地測量業務請負積算要領の運用について（平成14年12月27日付け用地部用地第一課長補佐事務連絡）」は、同日以降に公示する業務から廃止する。

(別紙)

用地測量業務対象面積等について

作業工程	標準作業	対象面積等
作業計画	1業務当り	—————
現地踏査	1業務当り	—————
公図等の転写	10,000㎡当り	取得面積＋残地面積＋法定外公共物等の面積
地積測量図転写	10,000㎡当り	転写を行う実面積(筆面積)
土地の登記記録調査	10,000㎡当り	取得面積＋残地面積＋法定外公共物等の面積(※)
建物の登記記録調査	10戸当り	建物戸数
権利者確認調査(当初)	10,000㎡当り	取得面積＋残地面積
権利者確認調査(追跡)	10人当り	確認人数
公図等転写連続図作成	10,000㎡当り	取得面積＋残地面積＋法定外公共物等の面積
復元測量	10,000㎡当り	復元を行う実面積
境界確認	10,000㎡当り	取得面積＋残地面積＋法定外公共物等の面積(※)
土地境界確認書作成	10,000㎡当り	取得面積＋残地面積
補助基準点の設置	10,000㎡当り	取得面積＋残地面積＋法定外公共物等の面積
境界測量	10,000㎡当り	取得面積＋残地面積＋法定外公共物等の面積(※)
用地境界仮杭設置	10,000㎡当り	仮杭設置箇所の取得面積と残地面積の合計
用地境界杭設置	10本当り	設置本数
境界点間測量	10,000㎡当り	取得面積＋残地面積＋法定外公共物等の面積(※)
面積計算	10,000㎡当り	取得面積＋残地面積
用地実測図原図作成	10,000㎡当り	取得面積＋残地面積＋法定外公共物等の面積
用地現況測量(建物等)	10,000㎡当り	取得面積＋残地面積(建物及び工作物が存する面積)
用地平面図作成	10,000㎡当り	取得面積＋残地面積＋法定外公共物等の面積
土地調書作成	10,000㎡当り	取得面積＋残地面積
公共用地管理者との打合せ	1業務当り	—————
現況実測平面図作成	10,000㎡当り	対象となる公共用地及びその周囲
横断面図作成	1km当り	対象となる公共用地の延長
依頼書作成	1km当り	対象となる公共用地の延長
協議書作成	1km当り	対象となる公共用地の延長

- ・ (※)原則として、現国道敷及び堤防敷は除くものとする。
- ・ 確認人数とは、法定相続人のほか、法定相続人を特定するために確認を要した者も含むものとする。
- ・ 境界測量は、他の作業工程に関わらず計上するものとする。ただし、権利調査業務など測量作業を伴わないものは除く。
- ・ 土地境界確認書作成について、公共用地は、公共用地境界確定協議依頼要領に基づき「公共用地境界協議確定書」を作成することから、法定外公共物等の面積を計上しないものとする。
- ・ 用地現況測量(建物等)について、現況実測平面図作成と測量箇所が重複する場合は、その数量を控除するものとする。
- ・ 本表中「残地」については、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針(平成15年8月5日付け事務次官通知)第2第1項で規定する画地を考慮するものとする。
- ・ 広大地など登記手続上本表によりがたい場合は、適宜定めるものとする。